様式第３

令和　　年　　月　　日

**誓　約　書**

豊橋市土地開発公社　理事長　様

所 在 地

申込者　名　　称

代表者名

私もしくは当法人及び当法人役員等は、豊橋市土地開発公社が実施する豊橋東インターチェンジ工業用地の売却に係る一般競争入札への参加を申し込むに当たり、下記の事項を誓約します。これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴公社が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。また、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年３月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、貴公社が法人名、氏名、生年月日、性別、住所、役職名について、豊橋警察署に照会することについて承諾します。

記

１　次のいずれにも該当しません。

1. 市税を滞納している者
2. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第１項に規定する者
3. 地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当し３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
4. 公告の日から入札の日までの期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年３月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）」に基づく排除措置を受けている者
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業に供しようとする者
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
7. 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第５条第１項第３号に規定する処分若しくは同法第７条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
8. 用地分譲申込書（一般競争入札参加申込書）及び必要書類を指定した期日までに提出しない者
9. 公社の保有財産に関する事務に従事する職員

２　豊橋東インターチェンジ工業用地立地企業募集要項（以下「募集要項」という。）、売買契約書（案）及び売買物件の法令上の規制等、全てを承知の上、申し込みますので、後日これらの事項について貴公社に対して一切の異議及び苦情を申し立てません。

３　募集要項に定める指定用途以外の用途では使用いたしません。